

公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構

確認検査業務規程

令和 7 年 4 月 1 日

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構（以下「機構」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び副確認検査員並びに補助員をいう。
- (3) 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (4) 親族 配偶者並びに一親等以内の血族及び姻族をいう。
- (5) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
- (6) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (7) 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
 - ロ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
 - ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- 二 昇降機の製造、供給及び流通業
- (8) 署名等 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第3条第1項第6号に規定する署名等をいう。
- (9) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第1項第7号に規定する電磁的記録をいう。

- (10) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下「主務省令」という。）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- (11) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。
- (12) 電子情報処理組織 機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (13) 電子申請 デジタル行政推進法第6条に規定する申請等をいう。
- (14) 建築主等 建築主、設置者及び築造主をいう。
- (15) 建築物等 建築物、建築設備及び工作物をいう。

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

（確認検査の業務実施の基本方針）

- 第3条 機構は、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針（以下「指針」という。）、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。
- 2 理事長は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを機構内で共有する方法等について方針（以下「確認検査業務実施方針」という。）として定め、職員（確認検査員又は副確認検査員並びに非常勤職員を含む。以下同じ）に周知する。

（確認検査業務管理体制の運営、責任と権限）

- 第4条 理事長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「確認検査業務管理規則」という。）を定め、職員に周知し、実施させる。
- 2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。
- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
 - (2) 苦情等事務処理
 - (3) 内部監査
 - (4) 不適格案件管理
 - (5) 再発防止措置

(6) 秘密の保持

- 3 理事長は、機構が行う確認検査の業務の品質保証を担当する役職員として、確認検査業務管理責任者を任命する。
- 4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

- 第5条 理事長は、機構の確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、機構及び機構の業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。
- 2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査の業務の組織体制)

- 第6条 理事長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行なわれることを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。
- 2 確認検査の業務は、他の業務（判定及び建築物等の検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行う。
 - 3 確認検査員又は副確認検査員は、制限業種に従事し、又は制限業種を営む法人に所属してはならない。
 - 4 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
 - 5 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

第2節 確認検査の業務の手順

(確認検査の業務の方法)

- 第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、理事長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これに従い確認検査員等の確認検査の業務を実施させる。
- 2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが

行なわれたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。

- 3 理事長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

（建築基準関係規定の改正等に伴う措置）

第7条の2 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

（判断するための根拠資料及び対応方法）

第7条の3 確認検査員又は副確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。

- (1) 前条の文書
 - (2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料
 - (3) 都市計画に関する状況等（道路種別含む。）について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。
- (1) 建築基準関係規定の解釈等についての法第77条の32第1項の特定行政庁への照会
 - (2) 都市計画に関する状況等（道路種別含む。）についての地方公共団体への照会

第3節 確認検査の業務に関する書類の管理

（図書及び書類の持出しに係る報告）

第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関等に関する省令」という。）第29条第1項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

（確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め）

第8条の2 理事長は、確認検査の業務に関する書類（確認検査の業務の実施の過程で行わ

れた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第8条の4及び第8条の6において「記録」という。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）について別に定める。

（確認検査の業務に関する書類の保存期間）

第8条の3 法第77条の29第2項に規定する書類（指定機関等に関する省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該建築物等又は工作物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から15年間保存する。

（総括記録管理者の設置）

第8条の4 機構に、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。

2 総括記録管理者は、第4条第3項に規定する確認検査業務管理責任者をもって充てる。

（記録管理者の設置）

第8条の5 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

（記録管理簿の調製）

第8条の6 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

- (1) 保存場所
- (2) 保存期間の満了する日

第4節 要員及び服務

（確認検査員又は副確認検査員の選任）

第9条 理事長は、確認検査の業務を実施させるため、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（過去2年間に当該法人に所属していた者を含む。）以外の者から常時雇用職員である確認検査員又は副確認検査員を2名以上選任し、うち2名以上を専任とする。

2 前項の確認検査員又は副確認検査員の数、前年度の確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、指定機関等に関する省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、確認、中間検査及び完了検査の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員又は副確認検査員（非常勤の確認検査員又は副確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

（確認検査員又は副確認検査員の解任）

第 10 条 理事長は、確認検査員又は副確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員又は副確認検査員を解任する。

- (1) 法第 77 条の 20 第 5 号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 法第 77 条の 62 の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。
- (3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員又は副確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（確認検査員又は副確認検査員の配置）

第 11 条 確認検査の業務に従事する職員を、確認検査の業務を行う事務所に第 9 条の確認検査員又は副確認検査員を含めて 2 人以上配置する。

- 2 理事長は、第 9 条第 3 項の規定に基づく処置を行った場合には、その見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。

（確認検査員等の身分証の携帯）

第 12 条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別に定める。

第 3 章 確認検査の業務の実施方法等

第 1 節 一般

（確認検査の業務を行う時間及び休日）

第 13 条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

- 2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 8月13日から8月15日までの日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日

- 3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び第2項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に機構と建築主等との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第14条 確認検査の業務を行う事務所の所在地は、佐賀県佐賀市鍋島町大字森田912番地とし、その業務区域は、佐賀県全域とする。

(業務の範囲)

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、同一敷地内の床面積の合計が500㎡以内のもので、次の各号に掲げる建築物等に係る確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定とする。ただし、増築、改築にあつては、同一敷地内の既存建築物が次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

(1) 法第6条第1項第2号又は第3号に係る建築物（法第20条第1項第4号建築物に限る。）

(2) 法第6条第1項第1号又は第2号に係る建築物で法第6条の4第1項第1号又は第2号に規定する建築物

(3) (1)(2)に掲げる建築物の計画に含まれる法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第146条第1項各号に掲げる建築設備

2 前項の規定に関わらず、機構は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物等、第3号から第7号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、その確認検査の業務を行わない。

(1) 理事長、担当役員又は確認検査業務管理責任者

(2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(3) 第1号に掲げる者の親族

(4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

(6) 機構又は機構の親会社等が特定支配関係（令136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者

- (7) 機構の役職員が社長の地位を占める企業、団体等（過去2年間に社長の地位を占めていた企業、団体等を含む。）
- 3 前項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が前項に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。
- 4 第1項の規定に関わらず、機構は、地方公共団体等が行う建設事業に係る確認検査の業務を行わない。
- 5 第1項の規定に関わらず、機構は、法第6条の2第3項に定める構造計算適合性判定を求める建築物等に係る確認検査の業務を行わない。
- 6 確認の業務の範囲（法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。）については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査の業務の処理期間）

第16条 機構は、申請建物の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）に定め、提示する。

第2節 確認

（確認の申請、受付、引受及び契約）

- 第17条 建築主等は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3、第2条の2（これらの規定を第3条の3第1項から第2項まで。）の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。
- (1) 次の通知書の写し（該当する場合に限る。）
- イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2通
 - ロ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書 2通
 - ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2通
- (2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し（該当する場合に限る。） 2通
- (3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 1通
- (4) 消防用申請書（前3号に規定する書類の添付は不要） 1通
- (5) 建築工事届 1通
- (6) その他機構が確認審査において必要があるとした図書及び書類 2通
- 2 当該建築物の設計住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者が機構であり、建築主が同意する場合においては、機構が保有する当該建築物の設計住宅

性能評価書若しくは長期使用構造等確認書又はその写しを施行規則第 1 条の 3 に規定する図書に代えることができる。

- 3 機構は、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等が機構の指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
 - (5) 第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 4 前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主等に返却する。
- 5 第 3 項により申請を引き受けた場合には、機構は、建築主等に引受承諾証を交付する。この場合、建築主等と機構は業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 6 建築主等が、正当な理由なく、引受承諾証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、機構は第 3 項の引受けを取り消すことができる。
- 7 機構は、前 6 項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第 18 条 業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、機構の請求があるときは、機構の確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に機構に提供しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主等は、申請に係る計画に関し機構がなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (3) 機構は、機構の責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主等に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
 - (1) 確認済証又は適合しない旨の通知書の交付時における副本の交付方法及び当該交付方法については機構と別途協議できる旨の規定
 - (2) 機構が電子署名を付して交付する電磁的記録の電子署名の有効性が確認できる期

間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定

(3) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定

(4) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(確認の実施)

第 19 条 機構は、確認申請を引き受けたときは、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

2 確認検査員等は、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主等である建築物等、第 1 号から第 5 号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等又は判定を行う建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、確認の業務を行わない。

(1) 当該確認検査員等

(2) 第 1 号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(3) 当該確認検査員等の親族

(4) 第 3 号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去 2 年間に役員であった企業、団体等を含む。）

(5) 第 1 号又は第 3 号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第 1 項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。

4 機構は、建築主から当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）の結果を記載した適合判定通知書（以下「省エネ判定通知書」という。）又はその写し、及び当該省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しの提出を受けるに当り、当該省エネ適判を行った者が機構であり、建築主が同意する場合には、機構が保有する当該建築物の省エネ適判通知書又はその写し、及び省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しをもって代えることができる。

5 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。

(消防長等の同意等)

第 20 条 機構は、法第 93 条第 1 項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、建築主等から提出された消防用申請書に別に定める消防同意依頼書を添えて行う。

2 機構は、法第 93 条第 4 項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、

確認申請の引受後、遅滞なく別に定める消防通知書に建築計画概要書（施行規則別記第 3 号様式）を添えて行う。

- 3 前 2 項の規定によらない場合には、機構は事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法により行う。

（保健所通知）

第 21 条 機構は、法第 93 条第 5 項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく別に定める保健所長への通知書により行う。

- 2 前項の規定によらない場合には、機構は事前に保健所長と協議し、合意を得られた方法により行う。

（確認済証の交付等）

第 22 条 機構は、建築主等に対し、第 19 条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあっては施行規則別記第 15 号様式による確認済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては施行規則別記第 15 号の 2 様式による通知書を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときにあっては施行規則別記第 15 の 3 様式による通知書を、それぞれ交付する。

- 2 第 1 項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの 1 部を添えて行う。

（確認の申請の取り下げ）

第 23 条 建築主等は、建築主等の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した別に定める取り下げ届を機構に提出する。

- 2 機構は、前項の届出があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主等に返却する。

（確認を受けた計画の変更の申請）

第 24 条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更を除く。）され、機構に当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第 17 条から前条までの規定を準用する。

（軽微な変更の届出）

第 24 条の 2 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更され、その変更が施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更該当する場合、建築主等又は設計者若しくは工事監理者は、別に定める軽微な変更届及びその変更に係る関係図書を機構

に提出する。

（建築主等の変更等の届出）

第 24 条の 3 建築主等は、直前の確認又は中間検査合格証を機構から受けた建築物等で、その工事完了前に次のいずれかを変更した場合は、別に定める建築主等の変更届を機構に提出する。

- （1） 建築主等
- （2） 工事監理者
- （3） 工事施工者
- （4） 敷地の地名地番
- （5） 建物の名称

（確認の記録）

第 25 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

第3節 中間検査

（中間検査申請の引受及び契約）

第 26 条 建築主等は、施行規則第 4 条の 8 の規定による中間検査申請書に次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行うものとする。

- （1） 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。第 32 条（完了検査の申請）において同じ。）に要した図書
 - （2） 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
 - （3） その他機構が中間検査において必要があるとした書類 1 通
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者が機構である場合においては、建築主等は、前項第 1 号に規定する図書の提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が機構である場合においては、建築主等は、第 1 項第 2 号に規定する図書の提出を要しない。
- 4 機構は、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- （1） 申請のあった工事中の建築物等が機構の指定区分に合致する建築物等であること。
 - （2） 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に

違反していないこと。

(3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(4) 第15条第2項、同第4項及び第5項の規定に該当するものでないこと。

5 機構は、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。

6 第4項により申請を引き受けた場合には、機構は、建築主等に中間検査引受証（規則別記第29号様式）を交付する。この場合、建築主等と機構は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

7 建築主等が、正当な理由なく、中間検査引受証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、機構は第4項の引受けを取り消すことができる。

8 機構は、前7項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第27条 業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) 建築主等は、機構が中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定

(2) 建築主等は、機構の請求があるときは、機構の中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に機構に提供しなければならない旨の規定

2 電子申請を実施する場合においては、業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) 中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法については機構と別途協議できる旨の規定

(2) 第18条第2項第2号から第4号までの規定

（中間検査の実施）

第28条 機構は、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から4日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日（機構又は建築主等の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第 19 条第2項各号に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、中間検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求める。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。

（中間検査の結果）

- 第 29 条 機構は、建築主等に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあっては施行規則別記第 31 号様式による中間検査合格証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては施行規則別記第 30 号の 2 様式による中間検査合格証を交付できない旨の通知書をそれぞれ交付する。
- 2 機構は、前条の検査の結果、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断できない場合は、建築主等に対し、当該疑義事項の内容について別に定める追加説明書の提出を求めることができる。

（中間検査の申請の取り下げ）

- 第 30 条 建築主等は、建築主等の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した別に定める取り下げ届を機構に提出する。
- 2 機構は、前項の届出があったときは、検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。

（中間検査の記録）

- 第 31 条 確認検査員等は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第4節 完了検査

（完了検査申請の引受及び契約）

- 第 32 条 建築主等は、施行規則第4条の規定による完了検査の申請書に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行うものとする。

- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した図書
- (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- (3) その他、機構が完了検査において必要があるとした書類 1 通
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者が機構である場合においては、建築主等は、前項第 1 号に規定する図書の提出を要しない。
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が機構である場合においては、建築主等は、第 1 項第 2 号に規定する図書の提出を要しない。
- 4 当該建築物の省エネ適判を行った者、設計住宅性能評価を行った者、建設住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者が機構であり、建築主が同意する場合においては、機構が保有する当該建築物の省エネ適判通知書、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価に係る検査報告書若しくは長期使用構造等確認書又はその写し、及び省エネ適判、設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認に要した図書及び書類を施行規則第 4 条に規定する図書及び書類に代えることができる。
- 5 機構は、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 当該建築物等が機構の指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 第 15 条第 2 項、同第 4 項及び第 5 項の規定に該当するものでないこと。
- 6 機構は、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 7 第 5 項により申請を引き受けた場合には、機構は、建築主等に施行規則別記第 22 号様式による完了検査引受証を交付する。この場合、建築主等と機構は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 8 建築主等が、正当な理由なく、完了検査引受証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、機構は第 5 項の引受けを取り消すことができる。
- 9 機構は、前 8 項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第 33 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、機構が完了検査業務を行う際に、当該建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない

らない旨の規定

(2) 建築主等は、機構の請求があるときは、機構の完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に機構に提供しなければならない旨の規定

2 電子申請を実施する場合においては、業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) 検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法については機構と別途協議できる旨の規定

(2) 第18条第2項第2号から第4号までの規定

(完了検査の実施)

第34条 機構は、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（機構又は建築主等の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

2 確認検査員等は、第19条第2項に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、完了検査の業務を行わない。

3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及び確認審査業務実施マニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。

4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。

(完了検査の結果)

第35条 機構は、建築主等に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあっては施行規則別記第24号様式による検査済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては施行規則別記第23号の2様式による検査済証を交付できない旨の通知書を、それぞれ交付する。

2 機構は、前条の検査の結果、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを判定できない場合は、建築主等に対し、当該疑義事項の内容について別に定める追加説明書の提出を求めることができる。

(完了検査の申請の取り下げ)

第36条 建築主等は、建築主等の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の

通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げの場合は、その旨及び理由を記載した別に定める取り下げ届を機構に提出する。

- 2 機構は、前項の届出があったときは、検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。

(完了検査の記録)

- 第 37 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第5節 仮使用認定

(仮使用認定申請)

- 第 38 条 建築主等は、施行規則第 4 条の 16 第 2 項で規定する仮使用認定申請書（施行規則別記第 34 号様式）及び図書等に、次に掲げる書面を添えて仮使用の認定の申請を機構に行うものとする。

- (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
- (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- (3) その他機構が仮使用認定審査において必要があるとした書類

- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者が機構である場合には、建築主等は、前項第 1 号に規定する書面の提出を要しない。

- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が機構である場合には、建築主等は、前項第 2 号に規定する書面の提出を要しない。

- 4 機構は、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった建築物等が、第 15 条第 1 項に規定する確認等の業務の範囲に該当するものであること。
- (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (3) 第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。

- 5 機構は、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。

- 6 第 4 項により申請を引き受けた場合には、機構は、建築主等に別に定める仮使用認定申請引受承諾書を交付する。この場合、建築主等と機構は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

- 7 建築主等が、正当な理由なく、第 47 条に定める額の手数料を業務約款に規定する支

払い期日までに支払わない場合には、機構は第4項の引受けを取り消すことができる。

- 8 機構は、前7項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第39条 前条の業務契約には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、機構が仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主等は、機構の請求があるときは、機構の仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に機構に提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 仮使用認定通知書又は適合しないと認める旨の通知書の交付方法及び当該交付方法については機構と別途協議できる旨の規定
 - (2) 第18条第2項第2号から第4号までの規定

（仮使用認定の実施）

第40条 機構は、仮使用認定の申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成27年国土交通省告示第247号。以下「基準告示」という。）第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日（機構又は建築主等の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して決める日）に、当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第19条第2項に掲げる者が建築主等である建築物等、又は制限業種に係る業務を行う建築物等について、仮使用認定の業務は行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針、手順書及び確認・検査マニュアルに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説明等をもって第1項の審査を行い、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定は行わない。

（消防長等への照会）

第 41 条 機構は、前条第 1 項の審査又は検査の際、基準告示第 1 に定める基準のうち消防法第 9 条、第 9 条の 2、第 15 条及び第 17 条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、消防長への照会文書に、建築主等から提出された書類及び図書を添えて行う。

2 前項の規定によらない場合には、機構は事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

（仮使用認定の結果）

第 42 条 機構は、建築主等に対し、第 40 条の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第 1 に定める基準に適合することを認めたときにあっては施行規則別記第 35 号の 3 様式による仮使用認定通知書を、基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認めるときにあっては別に定める基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書をそれぞれ交付する。

2 前項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第 38 条第 1 項に規定する書類のうち提出があったもの 1 部を添えて行う。

3 前項の図書の交付は、あらかじめ機構と協議した上で機構が指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

（特定行政庁への仮使用認定報告書の提出）

第 43 条 機構は、法第 7 条の 6 第 3 項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第 35 条の 4 様式により行う。

（仮使用認定申請の取り下げ）

第 44 条 建築主等は、建築主等の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定通知書の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した別に定める取下げ届を機構に提出する。

2 機構は、前項の届出があったときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主等に返却する。

（仮使用認定の記録）

第 45 条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の仮使用認定における基準告示第 1 に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

第4章 確認検査手数料等

（確認検査手数料の設定）

第 46 条 機構の確認検査の業務の実施にかかる手数料は、別に定める確認検査業務手数料規程による。

- 2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額、適用時期について事前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査手数料の収納）

第 47 条 建築主等は、確認検査手数料を現金により納入するものとする。ただし、やむを得ない場合には別の収納方法によることができる。

- 2 前項の払込に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 機構と建築主等は、協議により、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。
- 4 機構は、類似する建築物等の確認、中間検査及び完了検査等確認検査の業務が効率的に実施できる場合にあっては、実費を勘案して確認検査手数料を減額することができるものとする。

（確認検査手数料の返還）

第 48 条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、機構の責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、建築主等に返還する。

第5章 確認検査の業務の監視、改善方法

（苦情等の事務処理）

第 49 条 機構は、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

- 2 機構は、法第 94 条第 1 項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
- 3 前 2 項の苦情、審査請求及びこれらに対して機構がとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

（内部監査）

第 50 条 理事長は、役職員より監査員を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年 1 回、監査員に内部監査を実施させる。

- 2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。

- (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
 - (2) この規程への適合状況
 - (3) 第3条第2項に規定する確認検査の業務実施の基本方針への適合状況
 - (4) 確認検査業務管理体制の状況
 - (5) この規程の内容の見直しの必要性
- 3 確認検査業務管理責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について理事長に報告するものとする。

(不適格案件の管理)

- 第51条 機構は、不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを判定できない案件について、誤って確認済証又は中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項に規定する通知（以下「不適格通知」という。）を受けた案件を含む。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。
- 2 機構は、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主等、特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。
- 3 確認検査業務管理責任者は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

- 第52条 確認検査業務管理責任者は、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。
- 2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。
- (1) 不適格案件の内容確認
 - (2) 不適格案件発生の原因の特定
 - (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
 - (4) 必要な措置の決定及び実施
 - (5) 実施した処置の結果の記録
 - (6) 是正処置において実施した活動の評価

第6章 電子申請の実施に関し必要な事項

(電子申請による申請等)

第 53 条 次に掲げる申請等については、あらかじめ機構と協議した上で機構が指定する方法で、電子申請により行うことができる。

- (1) 第 17 条第 1 項の確認の申請
- (2) 第 26 条第 1 項の中間検査の申請
- (3) 第 32 条第 1 項の完了検査の申請
- (4) 第 38 条第 1 項の仮使用認定の申請
- (5) 第 24 条の変更計画の確認の申請
- (6) 第 24 条の 2 の軽微な変更の届出、第 24 条の 3 の建築主等の変更の届出の提出
- (7) 第 23 条第 1 項の確認申請取り下げ届、第 30 条第 1 項の中間検査取り下げ届、第 36 条第 1 項の完了検査取り下げ届、及び第 44 条第 1 項の仮使用認定申請の取り下げ届出の提出

2 前項の規定により電子申請が行われた場合において、機構は、確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書については、書面で交付するものとし、次の事項については、あらかじめ建築主等と協議した上で機構が指定する方法で、電子情報処理組織により行うことができる。

- (1) 第 17 条第 4 項の引受承諾証の交付
- (2) 第 26 条第 6 項の中間検査引受証及び第 32 条第 7 項の完了検査引受証の交付
- (3) 第 22 条第 1 項の適合しない旨の通知書及び適合するかどうかを決定することができない旨の通知書の交付
- (4) 第 29 条第 1 項の中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付
- (5) 第 35 条第 1 項の検査済証を交付できない旨の通知書の交付
- (6) 第 42 条第 1 項の適合しないと認める旨の通知書の交付
- (7) 第 22 条第 2 項、第 42 条第 2 項における申請書の副本の添付

3 第 1 項第 1 号の規定により電子申請が行われた場合において、第 20 条第 1 項の消防長等の同意を求める場合は、機構は、建築主等から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめ機構と消防長等が協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる場合には、この限りでない。

4 第 1 項第 1 号の規定により電子申請が行われた場合において、機構は、第 20 条第 2 項の消防長等に対して通知を行う場合又は第 41 条第 1 項の消防長等に対して照会を行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第 21 条第 1 項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

5 第 1 項の規定により行われた同項第 1 号から第 5 号の電子申請に対して、それぞれ

第 17 条第 3 項、第 26 条第 5 項、第 32 条第 6 項及び第 38 条第 5 項の規定により引き受けできない場合において、機構は、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。

- 6 第 1 項の規定により行われた同項第 1 号から第 5 号の電子申請に対して同項第 7 号の届出が行われた場合は、機構は、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第 23 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項に規定する返却に代えることができる。
- 7 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第 1 項、第 3 項及び第 4 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、申請データに氏名又は名称を記録する措置により代えることができる。
- 8 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書を送信する措置により代えることができる。
- 9 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録が機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に機構に到達したものとみなす。
- 10 申請に係る電磁的記録が機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24 時間 365 日とする。ただし、機構の使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。
- 11 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があったものとみなす。

（電子情報処理組織による業務の実施）

第 54 条 機構は、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

（電子証明書及び電磁的記録の保存）

- 第 55 条 第 53 条第 8 項に規定する電子証明書は、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成 15 年国土交通省告示第 240 号。以下「告示」という。）第 5 条に規定する電子証明書とする。
- 2 機構は、第 53 条第 1 項第 1 号から第 4 号により申請された電磁的記録を第 8 条の 3 に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第 22 条第 1 項による確認済証、第 29 条第 1 項の中間検査合格証、第 35 条第 1 項による検査済証及び第 42 条第 1 項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第 8 条の 3 に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を

防止する対策を講じなければならない。

（確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め）

第 56 条 機構は、第 53 条第 1 項による電子申請を行わせる場合、第 8 条の 2 に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定める。

（電子情報管理者の設置）

第 57 条 機構は、電子情報処理組織により業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者 1 名を置く。

（情報セキュリティ責任者の設置）

第 58 条 機構は、電子情報処理組織により業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者 1 名を置く。

第 7 章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

（書類の備置及び閲覧）

第 59 条 機構は、法第 77 条の 29 の 2 の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、確認検査の業務を行う事務所に閲覧場所を指定するとともに、必要な設備及び体制を整備する。

2 閲覧させる書類は、法第 77 条の 29 の 2 各号に掲げるものとする。

3 理事長は、前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公開する。

（事前相談）

第 60 条 機構に確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする建築主等は、申請に先立ち、機構に事前に相談をすることができる。

（証明）

第 61 条 機構が交付した確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定の記載事項について証明を求める者から別に定める確認帳簿記載事項証明書交付申請書が提出された場合は、機構は確認帳簿記載事項証明書を交付することができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 62 条 機構は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計

算機への不正アクセス行為、電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

（秘密保持）

第 63 条 役員及び職員並びにこれらの者であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（図書が円滑に引渡しされるための措置）

第 64 条 機構は、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第 77 条の 34 第 1 項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行う。

- (1) 指定機関等に関する省令第 31 条第 1 項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
 - (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。
 - (3) (1)に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
 - (4) (1)に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに(2)の分類及び保存が完了したことを佐賀県知事に報告する。なお、紛失があった場合は佐賀県知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主等からの副本の借り受け及び複写等）を講じること。
- 2 前項に定めるもののほか、機構は、指定機関等に関する省令第 31 条第 1 項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

（附 則）

この規程は、平成 12 年 7 月 1 日より施行する。

（附 則）

この規程は、平成 13 年 2 月 1 日より施行する。

（附 則）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

（附 則）

この規程は、平成 20 年 6 月 20 日より施行する。

（附 則）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

（附 則）

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

（附 則）

この規程は、平成28年8月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、令和2年6月15日より施行する。

(附 則)

この規程は、令和3年8月10日より施行する。

(附 則)

この規程は、令和5年3月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、令和6年4月5日より施行する。

(附 則)

この規程は、令和7年4月1日より施行する。